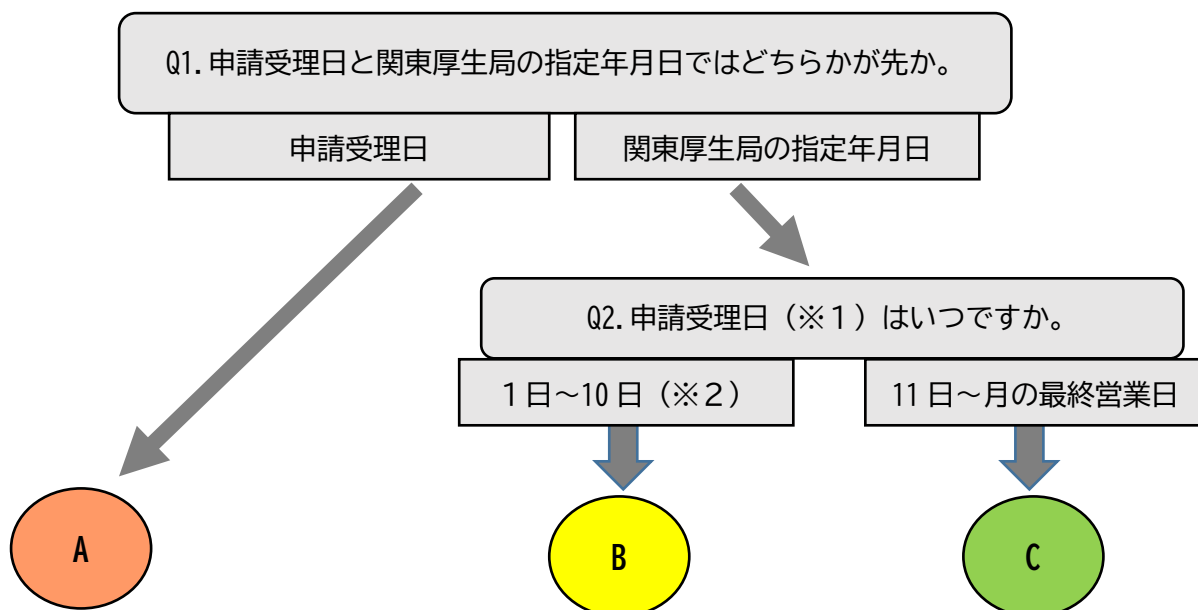


指定医療機関の新規申請における有効期間開始日確認フローチャート



A

★【有効期間開始日】＝関東厚生局の指定年月日

関東厚生局の指定年月日より前に横浜市に指定医療機関の申請を行っていた場合、有効期間の開始日は関東厚生局の指定年月日になります。

指定医療機関指定申請書のコード欄について、まだ医療機関コード(※3)が付与されていない場合は空欄でご提出いただいても構いません。

B

★【有効期間開始日】＝申請受理日の翌月1日

例) 申請受理日：6月1日～10日→有効期間開始日：7月1日

C

★【有効期間開始日】＝申請受理日の翌々月1日

例) 申請受理日：6月11日～28日→有効期間開始日：8月1日

(※1)郵送申請の場合、難病対策担当で郵便物を開封した日が申請受理日となります。消印日や投函された日ではありませんので、ご注意ください。

(※2)毎月10日が締切日ですが、10日が土・日・祝日の場合は、翌営業日を締切日とします。

(※3)病院・診療所にあたっては保険医療機関コード、薬局にあつては保険薬局コード、指定訪問看護事業者等にあつては訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号。